

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)

〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1

TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

34 96/12/1

¥100

「核兵器禁止条約」交渉開始を求める

## 決議案、国連委員会通過

日本政府は棄権投票

### パグウォッシュも開始訴え(2面参照)

1997年中に「核兵器禁止条約(NWC)」に向けた多国間交渉を開始し、国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップを求める国連決議案が、マレーシアなど45カ国(11月14日現在)で共同提案され、第1委員会では採択された。日本政府は決議案に棄権し、またもや、国民感情と異なる投票を行った。

一方、パグウォッシュ評議会も独立に核兵器禁止条約の早期交渉を訴えた。

前号で紹介したマレーシア決議案が国連第1委員会(軍縮・安全保障問題)で11月14日に採択された。その時点で共同提案国は当初の23カ国から3ページの表に示されているような45カ国に達していた。

日本政府は、またもや国民の期待に反して、この決議案に棄権投票を行ったが、実際には投票は三つの部分に分けて行われており、もう少し詳しく実情を吟味する必要がある。

#### ●カナダが分割投票を提案

カナダ政府は、マレーシア決議案のもつ核軍縮義務を強調した趣旨を支持する国内世論の圧力と、核兵器禁止条約の開始に反対するNATOへの忠誠の板挟みの中で、投票を三分割して行うことを提案した。その結果、マレーシア決議案は次の三段階で行われた。

#### ①主文第3項のみの投票

第3項は、国際司法裁判所(ICJ)の全員一致の意見である核軍縮義務を唱った次のような項目である。

3. 「厳密で効果的な国際間理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実にやり、完了させる義務がある」という法廷の全員一致の結論の重要性を強調し、

この投票は、予想されるとおり三つのうちで最も多くの賛成がえられた。賛成115、反対7、棄権19、無投票44(詳しくは3ページの表)。日本もさすがに、ここでは賛成した。核兵器国では中国が賛成、ロシアが棄権、他のNATO核兵器国は反対した。

#### ②主文第4項のみの投票

次に第4項についての投票が行われた。この項目は決議全体の核心であり、核兵器禁止条約に導かれるような交渉開始を求めている。

4. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような「核兵器禁止条約(NWC)」の早期締結につながる交渉を1997年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように要求し、

賛成票は相当減ったが、十分に過半  
3ページ下段へつづく→◆

#### 国会議員11人

### 決議案支持を政府に要請

マレーシアなどが提出した「核兵器禁止条約の交渉を1997年に開始すること」を求める国連決議案を日本政府が支持するよう、11人の国会議員が緊急要請した。PCDSなどの働きかけにより行われた。11人の議員名は以下のとおりであり、竹村泰子(民主)議員がとりまとめて11月22日に外務省に提出した。提出日時は第1委員会では日本政府が棄権投票した後であったが、総会での投票を変更するよう求めた。

秋葉忠利(社民)	今井 澄(民主)	金田誠一(民主)
斉藤 勤(社民)	坂上富男(民主)	島袋宗康(二ク)
清水澄子(社民)	竹村泰子(民主)	馳 浩(自民)
葉山 峻(民主)	矢田部理(新社会)	(50音順)

# 「核廃絶条約」に向け作業に着手を

「核兵器のない世界」を目指す科学者の国際会議であるパグウォッシュ会議の第46回年次会議は、去る9月2日から7日までフィンランドの保養地ラーチで開催され、47カ国から139人の科学者と、31人の若手や学生が参加した。主題は「安全保障、協力、そして軍縮：90年代に達成されなかった諸課題」だった。日本からは小沼通二氏（パグウォッシュ評議員）が参加した。

パグウォッシュ評議会は慣例に従い会議終了の翌日声

明を発表し、会議での討論の概要を紹介した。全文は5000語を超える長文であるため、ここでは最重要テーマの1つである「核兵器のない世界」を実現する方法をめぐる第1作業グループでの議論を伝えている部分だけを訳出する。

なお、この声明はCTBT（包括的核実験禁止条約）が国連総会で成立する以前に出されたものであることを付記しておく。（小川岩雄・立教大学名誉教授）

## 「核兵器のない世界」第46回 パグウォッシュ会議後の評議会声明 から]

今やすべての政府が核兵器のない世界を達成する必要性を真剣に考え始めなければならない時である。この目標が望ましいものであることは、核兵器不拡散条約（NPT）の第6条や、核軍備を制限する他の多くの条約の前文中で、早くから公式に合意されてきた。またその実現可能性についても、冷戦の終結や検証能力の着実な進歩、高名な団体や個人が行った分析や支持表明の激増などの結果、従来以上に広範囲の人々を説得できるようになった。

しかし核兵器を持つ国々は、この目標を効果的に追及するための包括的な枠組の構築に参加することに対して、とりわけ著しく気乗り薄だった。これらの国々は、核兵器が自国の安全に貢献していると考え、その恩恵を限りなく受け続ける一方で、核兵器を持たない国々には、そのような恩恵を求めることを自制するように思い込ませ続けることができる、と信じているように見える。

この立場の不整合性と偽善のために、それは核兵器がさらに多くの国々に拡散することを促す投棄の処方箋となってしまった。そしてこの拡散はいつの日か、どこかで、どうかして、核戦争が起こる確率、すでに耐え難いほどに高まっているその確率を、さらに高めるものでしかありえない。

われわれはそれゆえ、世界各国が核兵器廃絶条約を協議し締結すると公約を即時一致して行い、そのための作業に着手するよう要請する。われわれはこれに関連して、今年7月に発表された国際司法裁判所の勧告的意見が、全員

一致で次のように述べていることを歓迎する：

「厳格で効果的な国際管理の下での全面的な核軍縮に導くような協議を誠実に続け、締結に到らせる義務がある」

このような手順を進めるためには、自信を持って核廃絶を目指す上で何が要求されるかを明らかにし、それらの必要条件を満たしうる機構を作り上げることで、今後一層の作業が必要となろう。そしてその作業量を考えると、作業をただちに開始することの重要性は明らかである。

われわれは、1992年に締結された化学兵器禁止条約（その推進にパグウォッシュ会議は有益な役割を果たした）が、核兵器廃絶条約を構想の段階から完成までの困難な道程に沿って押し進める上で役立つであろういくつかの機構とその実現方法について、有用なモデルを提供するものと信じている。

核兵器の廃絶に向けての次の諸段階の多くはすでに明らかであり、核兵器禁止条約達成のための包括的な枠組が整う以前でも実行が可能であって、核廃絶へ進むほどの必要性はまだ確信できない人々にも、当面の安全保障上の恩恵をもたらす措置と認めてよいものである。そのような措置としては例えば次のようなものが含まれる。

●ロシア-合衆国間のSTART II（第2次戦略兵器削減）条約の批准の達成と、それに伴うSTART III条約の合意に向けての協議の開始。このSTART III条約は、戦略兵器体系だけでなく戦術兵器体系の削減も含み、配備中の核弾頭だけでなく備蓄核弾頭の大規模削減も盛り込まれ、また合衆国とロシアだけでなく連合王国、フランス、中国および非公然の核兵器諸国も参加するものでなければならず、さらに（ABM（迎撃

ミサイル）の配備やその脅威のために、この項目の他のすべての内容が実現不可能なものにならないように）ミサイル防衛用ミサイルの実験や配備に対するABM条約の規制を再確認するものでなければならない：

- すべての核兵器の警戒態勢からの解除、およびそれに伴う核弾頭と核爆弾の運搬手段からの物理的分離：
- 公然核兵器国が、核兵器を最初には使用せず、使用すると脅迫も行わず、また非核兵器国に対して使用も使用すると脅迫も行わないとの一方的公約を表明すると同時に、これらの公約を強化する意図のもとで、軍事力の構成や作戦教程を変更し、ひき続いてこれらの趣旨の条約の協議を開始すること：
- 核兵器国が高濃縮ウラン、分離プルトニウム、および兵器用トリチウム（三重水素）の生産を一時的に一時停止し、引き続き核兵器国間でこの趣旨の条約を協議し、すべての国の署名を求めること：
- NPTの締結国である核兵器国が、アフリカおよび東南アジア非核地帯条約の議定書に署名すること：
- 合衆国とロシアの余剰核弾頭の解体過程およびこれらの弾頭から取り外された高濃縮ウランやプルトニウムの貯蔵施設を、まず二国間の監視の下に、続いてできるだけ速やかに国際的監視の下に置くこと：
- もともと軍事用であったか平和目的用であったかを問わず、高濃縮ウランまたはプルトニウムを保有するすべての国が、この物質を貯蔵核兵器に適用される基準に従って防護し、核兵器に使うために回収することが、商用発電炉の使用済み燃料中のプルトニウム以上に容易でない形態に、できるだけ大量に、できる限り早急に、変換することを一方的に公約すること：
- 公然核兵器国5カ国が現在続けている核実験の自発的停止を、CTBTが発効するまで継続すること。

CTBTは核兵器の水平拡散に対しても、垂直拡散に対しても、さらなる拡散を（完全には阻止できないとしても）阻止する重要な障壁となるであろう。CTBTは

直ちに締結することが核兵器の廃絶に対して確固とした約束も包括的な枠組みもまだ存在しない現在でも望ましいとの見解は、普遍的ではないまでも広く支持されている。

国連軍縮会議(CD)で準備された原案に、条約の発効が44カ国の特定諸国

の署名を得ることを条件とするの一節を付加したことから生じた膠着(こうちゃく)状態のために、CTBTを仕上げる見通しが最近損なわれていることを、われわれは極めて不幸な事態と考える。

われわれは現在の袋小路から抜け出す最善の方法は、条約から問題のある

(そして前例のない)発効条件についての条文を削除する方法があるかどうかを検討し、CTBTが公然たる核兵器国5カ国以外の特定の諸国の署名を必要とせずに発効できるようにすることだと信ずる。(訳:小川岩雄)M

## マレーシア決議案、国連第1委員会での投票結果

(国名)	(全体)	(3項)	(4項)	y=賛成	n=反対	a=棄権	—=無投票	*=共同提案国(11月14日現在)											
アフガニスタン*	y	y	y	コートジボアール	y	y	y	イスラエル	a	a	a	ニカラグア	y	y	y	タイ*	y	y	y
アルジェリア*	y	y	y	クロアチア	a	a	a	イタリア	n	y	n	ニジェール*	y	y	y	マケドニア	n	a	n
アンドラ	a	a	a	キューバ	y	y	y	ジャマイカ	y	y	y	ナイジェリア*	y	y	y	トーゴ	a	—	a
アンゴラ	y	y	y	キプロス	a	y	a	日本	a	y	a	ノルウェー	a	y	n	チュニジア	y	y	y
アンティグアバーブダ	y	y	y	チェコ	n	a	n	カザフスタン	a	a	a	オマーン	y	y	y	トルコ	n	n	n
アルゼンチン	a	y	a	北朝鮮	y	y	y	ケニア	y	y	y	パキスタン	y	y	y	ウガンダ	y	y	y
アルメニア	a	—	—	デンマーク	a	y	n	クウェート	y	y	y	パナマ	y	y	y	ウクライナ	a	y	a
オーストラリア	a	y	a	エクアドル*	y	y	y	キルギスタン	a	a	a	バブアニューギニア*	y	y	y	アラブ首長国連邦	y	y	y
オーストリア	a	y	a	エジプト	y	y	y	ラオス	y	y	y	パラグアイ*	y	y	y	連合王国	n	n	n
アゼルバイジャン	a	y	a	エルサルバドル*	y	y	y	ラトビア	a	n	n	ペルー*	y	y	y	タンザニア*	y	y	y
バーレーン	y	y	y	エリトリア	y	y	y	レバノン	y	y	y	フィリピン*	y	y	y	アメリカ合衆国	n	n	n
バングラデシュ*	y	y	y	エストニア	a	y	n	レソト*	y	y	y	ポーランド	n	y	n	ウルグアイ*	y	y	y
ベラルーシ	a	a	a	エチオピア	y	y	y	リベリア	y	y	y	ポルトガル	n	a	n	ベネズエラ	y	y	y
ベルギー	n	y	n	フィジー*	y	y	y	リビア*	y	y	y	カタール*	y	y	y	ベトナム*	y	y	y
ベリーズ*	y	y	y	フィンランド	a	y	a	リヒテンシュタイン	a	y	a	韓国	a	a	a	イエメン	y	y	y
ブータン	y	y	y	フランス	n	n	n	リトアニア	a	a	n	モルドバ	a	a	a	ザンビア	y	y	y
ボリビア	y	y	y	ガボン	y	y	a	ルクセンブルグ	n	y	n	ルーマニア	n	n	n	ジンバブエ*	y	y	y
ボツワナ	y	y	y	グルジア	a	a	a	マレーシア*	y	y	y	ロシア	n	a	a				
ブラジル*	y	y	y	ドイツ	n	y	n	モルデビア	y	y	y	サモア*	y	y	y				
ブルネイ	y	y	y	ガーナ*	y	y	y	マルタ	a	y	a	サンマリノ*	y	y	y				
ブルガリア	a	a	a	ギリシャ	n	a	n	マーシャル諸島*	y	y	y	サウジアラビア	y	y	y				
ブルンジ*	y	y	y	グアテマラ*	y	y	y	モーリタニア	y	y	y	シンガポール*	y	y	y				
カンボジア	y	y	y	ギニア*	y	y	—	モーリシャス	y	y	y	スロバキア	n	y	n				
カメルーン	y	y	y	ギニアビサウ	y	—	—	メキシコ*	y	y	y	スロベニア	n	y	n				
カナダ	n	y	n	ガイアナ	y	y	y	モナコ	n	n	n	南アフリカ	y	y	y				
カボベルデ	y	y	y	ハイチ	y	y	y	モンゴル*	y	y	y	スペイン	n	a	n				
チャド	y	y	y	ハンガリー	n	y	n	モンザンビーグ	y	—	—	スリランカ*	y	y	y				
チリ	y	y	y	アイスランド	a	y	n	ミャンマー*	y	y	y	スーダン	y	y	y				
中華人民共和国	y	y	y	インド*	y	y	y	ナミビア*	y	y	y	スリナム	y	y	y				
コロンビア*	y	y	y	インドネシア*	y	y	y	ネパール	y	y	y	スウェーデン	y	y	a				
コンゴ	y	y	a	イラン*	y	y	y	オランダ	n	a	n	シリア	y	y	y				
コスタリカ*	y	y	y	アイルランド	y	y	a	ニュージーランド	y	y	y	タジキスタン	a	a	a				

合計	
◆全体	y;94 n;22 a;29 無;40
◆主文第3項のみ	y;115 n;7 a;19 無;44
◆主文第4項のみ	y;87 n;27 a;27 無;44
◆投票は行っていないが、11月14日現在で共同提案国だった国	イラク、マラウイ、マリ、ソコ

### ◆◀ 1ページからつづく

数に達して採択された。賛成87、反対27、棄権27、無投票44。日本は棄権、キャンベラ委員会を主催したオーストラリアも棄権した。NATOは反対票を投ずるよう強制し、これが多くの国に影響を与えた。核兵器国の投票パターンは第3項と同じであった。

### ③決議全体に対する投票

第4項に賛成しなかった国も、7カ国が賛成に回り、全体としても決議は採択された。賛成94、反対22、棄権29、無投票40であった。日本はここでも棄権票を投じた。核兵器国では、中国のみが賛成し、ロシアもここではNATO核兵器国とともに

に反対した。

### ●日本政府の弁明

日本政府にマレーシア決議案への支持を求める行動が多くのNGOによって行われたが、核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会(反核法協)、日本国際法律家協会(国法協)、日本被団協、日本生協連の4団体の代表が、11月14日に外務省と会談した。また1ページの記事にあるとおり竹村泰子議員が11人の国会議員の要請文を持参して外務省を訪れたが、そのときPCDSから梅林も同行した。

いずれも外務省の軍備管理軍縮課の篠塚保氏らが応対したが、それによると

日本政府が棄権投票をした理由は3点に整理できる。

- ①日本の安全保障は米国の核抑止に依存している。
- ②核兵器国はNWCの交渉に反対しており、核兵器国なしの交渉は無意味である。
- ③核兵器廃絶への道は、いきなりNWCを考えるよりも一歩一歩進むのが着実な方法である。

### ●日本政府への反論

これには次のように反論できる。

- ①米国の核抑止に依存する日本の政策変更を求めたいところであるが、百歩

譲って日本政府の立場に立ったとしても、政府自身が究極的には核兵器を否定し、核兵器廃絶の努力をすると繰り返し約束している。したがって問題はその方法論である。

②核兵器国、とくにNATO核兵器国が、核兵器をなくす交渉に現在参加しようにないという認識は政府と一致する。核兵器国が考えの変更を迫られるように、さまざまな努力が行われている。段階的に進めることも、国際世論の強い要求を示すことも、そのような努力である。

マレーシア案も新しい形の努力である。

③マレーシア決議案はNWCに「つながら」交渉を求めているのであり、日本政府の一步一步論と矛盾しない。事実、「つながら(leading to)」という表現は、核兵器禁止条約に「ついで(の(on))」という表現であったものを、日本やオーストラリアが受け入れやすいようにニュージーランドが薄めさせるのに成功した文言である。その意味でニュージーランドも賛成した。日本政府が反対する理由は、何もないはずである。

マレーシア決議は、NWCを射程にいられて、段階的な中間の目標を達成することを可能にする。本号に訳されているバグウォッシュ評議会声明も、同じ趣旨を述べている。一日も早く核兵器禁止条約を念頭におくことによって、段階的なステップの洗い出しができ、中間段階の意味が明確になる。

日本政府が本心で「核兵器のない世界」の実現に貢献する気があるのなら、総会で決議案賛成に転じ、被爆国の責任を果たすべきである。(梅林宏道) ㊦

## 日誌

1996. 11. 6~11. 20

(作成: 笠本丘生、照屋みどり)

CTBT=包括的核実験禁止条約/EU=欧州連合/IAEA=国際原子力機関/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/MOX=混合酸化物核燃料/SACO=沖縄に関する特別行動委員会

- 11月6日 エリツイン大統領の心臓手術に伴う「核のボタン」、丸1日で大統領の手に回復。
- 11月7日 IAEAプリクス事務局長、国連安保理事会で「北朝鮮が使用済み燃料棒のプルトニウム計測を拒否」と語る。
- 11月7日 金・駐日韓国大使、広島市訪問、原爆資料館を初見学。「何としても核兵器をなくすべき、という思いを強くした」と語る。
- 11月9日 韓国・金大統領、潜水艦侵入事件で謝罪と再発防止の約束ない限り、北朝鮮の軽水炉支援に協力できぬ、と語る。聯合通信。
- 11月9日 創価学会、1997年の活動方針発表。核兵器廃絶に向けた展示活動や国際会議開催。
- 11月9日 北陸3県の大学生らが国連大使にふんし、「核軍縮」テーマに「模擬国連会議北陸大会」、金沢市で開催。10日まで。
- 11月11日 日本提出の「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案」、国連総会第1委員会(軍縮・安全保障問題)で採択。米英仏露含む13ヶ国賛成、中国、北朝鮮、インドなど11ヶ国棄権。
- 11月12日 仏独露が計画中の露・解体核プルトニウムのMOX燃料転換工場建設に、日本も協力の方針。工場は露内、世紀末着工。
- 11月12日 日本政府、中核実験で凍結されていた対中第4次円借款(1996~98年度、計5,800億円)再開の方針固める。
- 11月12日 KEDOへのEU参加問題で、日米韓と欧州委員会当局者の第2回交渉、ブリュッセルで開催。EUの資格問題の決着先送り。
- 11月12日 広島市、マレーシアなど23ヶ国共同提案の核兵器禁止条約実現など求める決議案支持を池田外相に文書で要請。
- 11月13日 動燃のプルトニウム燃料製造工場ラインに付着のプルトニウム、9.5kgに削減との動

燃の申告量を、先月末IAEAが確認。

- 11月14日 マレーシア決議案、国連総会第1委員会(軍縮・安全保障問題)で採択。(本号記事参照)
- 11月14日 仏シラク大統領、カットオフ条約交渉の促進を国際社会に呼びかける考えを示す。兵器用核物質製造すでに中止と表明。
- 11月15日 米政府、核戦力維持のためトリウムの生産開始を2005年ごろとする方針決定。当初計画より約5年早める。
- 11月16日付「潜水艦事件で軽水炉建設工事無期延期の場合、核開発を再開」との書簡を北朝鮮が米國務省に送付と報道。韓国・中央日報。
- 11月15日 米國務省、韓国紙報道による北朝鮮との核合意危機説を否定。「北朝鮮の行動は誓約を守っている」と報道官語る。
- 11月17日 訪日中のフロス仏領ポリネシア行政長官、ムルロア、ファンガタウファ両環礁の一部施設利用案は「財政理由で廃案」と語る。
- 11月18日 米の冷戦期のプルトニウム注射実験で死亡の12人の家族に、各40万ドル(約4,400万円)の国家補償支払い決定が明らかに。
- 11月19日 CTBT署名国初会合、国連本部内で、国際監視システムなど進める「CTBT機構準備委員会」創設決議案採択。
- 11月20日 米クリストファー國務長官、中国・錢外相と会談。核関連技術輸出規制強化など確認。
- 11月20日 「第5福竜丸」のエンジン、三重県南牟婁郡御浜町沖の熊野灘で確認。

### 沖縄

- 11月8日 キャンプ瑞慶覧内から揮発性の油が流出。基地内から民間へ流れる排気溝が約50メートルにわたって黒く濁り刺激臭漂う。
- 11月9日 沖縄懇談会第7回会合。地元からのヒアリング終了。
- 11月9日 ホワイトビーチに佐世保基地所属のドック型揚陸輸送艦ダビューク入港。
- 11月11日 沖縄懇談会第8回会合。提言へむけた詰め協議行方。
- 11月11日 「反戦地主重課税取り消し訴訟」控訴審で逆転敗訴の阿波根夫妻、最高裁へ上告。
- 11月12日 第2回沖縄政策協議会。各省庁から提案の88事業を、10分野のプロジェクトチームに割り振って検討する体制を了承。
- 11月13日 沖縄懇談会第9回会合。
- 11月16日 久間防衛庁長官、普天間飛行場の

返還に伴う海上ヘリポートの建設地として、キャンプ・ジュブ沖合が有力と述べる。

- 11月16日 勝連町で、地区水域での海上ヘリポート建設反対の町民総決起大会。
- 11月18日 名護市議会、「代替ヘリポートのキャンプ・ジュブ水域への移設に反対する決議」を全会一致で採択。
- 11月19日 沖縄懇談会、5市町村5プロジェクト例示の提言を、梶山官房長官に提出。
- 11月19-21日 キャンプハンセン演習場で今年12回目の県道104号線越え実弾砲撃演習。3日間で計153発。
- 11月20日 那覇防衛施設局、米軍恩納通信所跡でみつかったPCBや水銀などの有害物質撤去に向けた作業に着手。
- 11月20日 反戦地主会が首相の使用認定取消を求めた「反戦地主使用認定訴訟」第2回口頭弁論。那覇地裁にて。

### 沖縄のこよみ

- ◆ 11月21日 SACO第10回作業部会
- ◆ 11月24日 日米首脳会談、マニラで
- ◆ 11月26日 象のオリ・土地明け渡し訴訟第2回口頭弁論
- ◆ 11月末 普天間飛行場返還作業委員会(タスクフォース)
- ◆ 12月2日 日米安全保障協議委員会(2プラス2)(東京)。SACO最終報告。
- ◆ 2月21日 県取用委員会による13施設、地主約3千人分の強制使用手続き公開審理。

### 読者のみなさんへ

#### 宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さいと幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、小川岩雄(核軍縮研究会)、ケイト・デュース(世界法廷プロジェクト、ニュージーランド)、中西敬(日本生活協同組合連合会)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道